校則の改定について

(1)提案　教員：新年度準備会(前年度 12 月～２月)



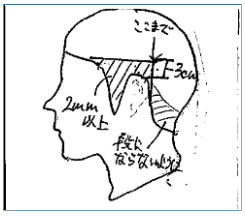
生徒：生徒総会（５月）

⇓

(2)検討　生徒指導部会（６月）〔内容整理・精査・課題等確認〕

⇓

(3)検討　運営委員会（６月）　〔内容・課題の再確認〕



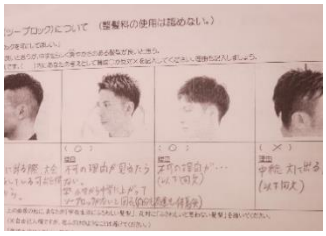
⇓

(4)協議　職員会議（６月）〔提案内容を生徒に議論させるかの可否〕

⇓　可の場合　　＊不可の場合は全校集会にて生徒に説明

(5)準備　生徒会執行部会(７月)が話合い資料を用意





⇓

(6)協議　学級活動(7 月)

⇓

(7)整理　生徒会執行部(7 月)

⇓

(8)協議　校則検討委員会（8・9 月）

〔確認・再提案，廃案等〕

〔構成メンバー〕
校長・教頭・生徒指導主事・生徒会担当教員・会長・副会長(２名)・ＰＴＡ会長・ＰＴＡ副会長(２名)
合計１０名

⇓



(9)決定　校長先生(9 月)〔承認・非承認〕

⇓

(10)結果報告　学校便り・生徒会便り(9 月)

⇓

(11)実施　改定案の実施（10 月後期より）

(12)報告　新入生保護者説明会（12 月）

米山中学校「生徒心得」

米山中学校の生徒としての誇りを持ち，みんなにとって学校生活が明るく，楽しく，みんなが前向きになるような学校を，みんなの手で作っていこう。

１．登校下校〈お互いに交通事故から身を守ろう〉

（１）定められた**時刻５分前までに登校**しよう。

①始業時刻前に席につきましょう。

～８：１０	駆け込み登校や遅刻をしないように登校し，朝登校したら読書の準備をしましょう。
８：１５～	朝の挨拶を行い，読書を行う。

②朝の会は**制服で参加**し，原則として午前中は**制服**で授業を受ける。ただし，心の朝錬の日や体育等の運動着着用の授業後はそのまま運動着での授業参加が認められる。

③ロッカーの中には，ブックエンドを活用し，通学用カバン・教科書類・運動着を入れて管理しましょう。**家庭への持ち帰りは，自主学習に必要な分を持ち帰りましょう**。

④帰りの会が終了したら，すみやかに部活動の活動場所にカバンを持って移動しよう。

（２）登校，下校時刻を守り，やむを得ず下校時刻を過ぎる時は学年の先生の許可を得ましょう。

（３）登校，下校する道路は定められた通学路を通行し，勝手に変更しないようにしよう。

（４）学習活動に必要な物，定められた持ち物以外は持ってこないようにしよう。

２．校内生活

◎朝読書

（１）登校し本の準備をしよう。

（２）自分の本を準備して，静かに読書しましょう。

※朝読書で読む本は，漫画本や教科書以外の本を読むこと。

※図書館を積極的に活用する等，読む本は自分で準備しましょう。

◎学習〈授業中は次のマナーを守り，しっかり学習しよう〉

（１）始業時刻前に席に着こう（**５分前行動**の徹底）。

（２）**授業の準備は挨拶の前に，授業の片付けは挨拶の後**に行う。

（３）始めと終わりの挨拶を**元気よくきちんと**行う。

始めの挨拶を「**注目，お願いします。**」終わりの挨拶を「**注目，ありがとうございました。**」という号令に合わせ，元気な声で挨拶をしましょう。

（４）**学習用具を忘れない**ようにする。**※他のクラスの生徒からの貸し借りはしない。**

（５）私語を慎もう。

（６）**姿勢を正しく**しよう。

（７）**自分の名前を呼ばれたら「はい！」とはっきり元気良く返事をしよう。**

（８）学習のめあてをつかみ，進んで発表しよう。

（９）友だちの意見，発表をよく聞き，自分の考えと比べてみよう。

（10）教室内の整理・整頓を常に心掛けよう。

（11）学校の備品を壊した場合は，原則弁償とします。

◎礼儀・生活〈あいさつで，心がふれあう，僕と君〉

（1）先生や目上の人，お客様，友だちに，**自分から挨拶**をしよう。

（2）正しい言葉遣いをしよう。「**ありがとう（ございます）**」「**ごめんなさい（すみませんでした）**」など，「**感謝**」や「**謝罪**」の言葉は**すぐに伝えよう**。

（3）職員室への出入りはノックをして，きちんと**挨拶**（「**失礼します／失礼しました**」）をしよう。
⇒【礼をして入る】→【学級・名前・用件を話す】→【礼をして出る】

（4）持ち物はいつもきちんと整理しよう。机やロッカーの中もきれいにしよう。

（5）**他の教室，部屋，ベランダには，立ち入らないようにします**。

（6）清掃や作業の時は**運動着**に着替えて行います。

（7）給食当番は給食着を正しく着用し，準備は全員で協力して素早く行い，食べ終わった後も給食終了時刻までは教室で静かに待つようにしよう。

3．校外生活〈携帯・スマホに関する心得〉

携帯・スマートフォン等の所持率はたいへん高く，友人同士のトラブルや，深夜までの使用による生活の乱れが懸念されます。特に中学生という思春期における心身への影響は極めて大きいといわれており，全国で小中学生がＳＮＳに起因するトラブルに巻き込まれるケースが多発し，深刻な状況になっています。特に最近は，残虐な画像やわいせつな画像を見て心の健康被害が出たり，社会的に許されない行為を撮影した画像を投稿し大きな社会問題になったりする事案が発生しています。以下の事項を**『米中ネット心得』**とします。

(1)**マナーやルールを守り**，性的な内容や人を傷つける行為をしないのはもちろん，撮影した写真や動画等は投稿しないこと。
(2)**残虐な画像やわいせつな画像等は絶対見ないこと**。
(3)危険を伴うことについて確実に以下のことを理解しておくこと。
①**書き込みや心ないメッセージ**により人を傷つけたり傷つけられたり，トラブルになることも多く，いじめや差別にもつながることがある。
②**高額の使用料，パケット料**が請求されることがある。
③**ネット依存でスマホ等なしでは**生活ができなくなってしまうことがある。
④**SNS により個人情報が漏れ**，犯罪に巻き込まれる可能性がある。
(4)携帯・スマホ等の SNS が使用できる機器は，**夜９時～朝６時まで使用しない**ようにすること。
(5)**勉強，食事，自転車運転中のスマホ等は使用しないようにすること**。

4．校外生活〈学校外での生活について〉

（1）交通規則をよく守り，事故を未然に防ぐよう心掛けよう。

（2）アルバイトは原則認めていません。

（3）火災予防に注意するとともに，危険な場所や道路では遊ばないようにしよう。

（4）外出する時は中学生らしい服装で，自転車に乗る場合は必ずヘルメットを着用しよう。

5．米山中学校「生徒の約束」〈身なりをきちんとし，中学生らしい態度を身に付けよう〉

（1）通学の服装

①　男子生徒

・米山中学校の学生服（標準学生服）を着用する。

学生服の下は，**Ｙシャツ**とする。
冬期は，学生服の中に着用する物は，黒，紺，茶，白系統のセーター・トレーナー（**無地**のみ）の着用を認める（**襟や袖からはみ出さないもの**をきちんと着る）。

・夏期は（６月～９月）は白のＹシャツ，ズボンは冬期と同じ。（長袖，半袖でも良い。）
・Ｙシャツの下には，白または黒のＴシャツ（**学校指定**または**ワンポイント**，**無地**）を着用する。
・ベルトの色は黒，紺，茶系統とし，**金属の飾りなどが付いていないもの**とする。
・左胸に名札をつける。

② 女子生徒
・米山中学校の校章入りセーラー服とスカート（指定学生服）を着用する。
・夏期は（６月～９月）は白のセーラー服（長袖，半袖）を着用する。
・セーラー服の下に着用する物
夏期は，白または黒のＴシャツ（**学校指定**または**ワンポイント**，**無地**）を必ず着用する。
冬期は，黒，紺，茶，白系統のセーター・トレーナー（**無地**のみ）の着用を認める（**襟や袖からはみ出さないもの**をきちんと着る）。
・冬期は，防寒のためのストッキング（黒，肌色のみ）の着用を認める。
・左胸に名札をつける。

（２）頭髪は中学生らしい，さわやかで清潔感のある髪型とする。
◎ 男子
・**前髪は目にかからない**程度とする。
・**横髪は耳にかからない**程度とする。
・**後ろ髪は襟にかからない**程度とする。
◎ 女子
・**前髪は目にかからない**程度とする。
・**横髪，後ろ髪は肩につかない**ようにし，**それ以上長い場合には結ぶか三つ編みにする。**
・**サイドやトップの編み込み**は認めない。
・**派手な飾りなどを付けること**は認めない。
◎ 男女共通
・**頭髪の脱色や染色**は認めない。**整髪料等の使用**も認めない。
・**パーマ，剃り込み，異常な刈り上げ，モヒカン等**は認めない。

中学校体育連盟の規定で，これに違反すると中総体に出場できない。

（３）運動着
・長ズボン，長袖＝男女共通（指定）　※長袖のチャックは，**半分以上閉める。**
・夏期は白または黒のＴシャツ（**学校指定**または**ワンポイント**，**無地**），ハーフパンツ
※部活動のチームシャツは，原則部活動の時間の着用に限る。
・ジャージの中は，白または黒のＴシャツ（**学校指定**または**ワンポイント**，**無地**）とする。
・厳冬期に中で調節する場合は，運動に支障のないようにする。黒，紺，茶，白系統のセーター・トレーナーの着用を認める（**襟や袖からはみ出さないもの**をきちんと着る）。
・**変形した運動着**は一切認めない（**チャックの破損，裾や袖の穴**など）。
※この場合は↑新しいものを購入したり，修繕したりしましょう。

（４）靴下（登下校や学校生活において）
・色は「**白・黒・紺**」」を基調としたのものとする。
・長さはくるぶしが隠れるものとし，**くるぶしが完全に隠れないものは不可**とする。
※放課後や土日の部活動において，その競技の特性上，特別な靴下を使用する場合は，**部活動**

を行う時間に履き替えることとする（例：野球部やソフト部，バレー部，陸上部など）。

（５）防寒着

・通学，運動に適した中学生らしいものを着用すること。

・防寒着は派手な柄の物は避ける。各部で購入したものは可。

・授業等で「防寒着着用可」は，マフラー，ネックウォーマー等ではなく，「着用」できるものとする。

（６）靴（男女共通）

・上靴は学校指定のもの。

・下履きは，運動に適した靴とする。※ランニングシューズ，ジョギングシューズとする。
何か事情がある場合（靴がぬれていて履けない等）の場合は，他のものでも構わない。
また，雨雪の場合はそれに適しているものを履いても良い。
特に色の指定はしない。

（７）カバン（男女共通）

・学校指定の背負いカバンとし，入りきらない場合は補助バックの使用を認める。

・補助バック（運動着等を入れるもの）は通学に支障をきたさない大きさで，中学生らしいもの。

・教科の授業のない学校行事等では，補助バックでの登校を認める。

（８）持ち物

・夏場に，日焼け止めや整汗スプレー，デオドラントシートの使用は認めるが，**無香料のものとする。**使用する時はエチケットを守り，トイレ等で使用する。

・授業や学習に直接必要のない物（不要物）は，校内に持ち込まないこと。
※ピアス，ミサンガ，チタンネックレス等のアクセサリーも認めない。

・**携帯電話の校地内への持ち込みは禁止**とする。ただし，緊急に連絡を取らなければならない等の事情がある場合は，**「許可申請書」**を発行し認める場合がある。

（９）校外生活

・ゲームセンター，ボウリング場，カラオケボックス等への出入りは**保護者同伴**とする。

・夜間外出を**禁止**する。

・友人宅への外泊は**禁止**する。

(10) 自転車通学について

・自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用する。
※登下校時以外でもヘルメットの着用が「条例」で義務づけられています。
三回の指導があった場合は，自転車通学を１週間停止とします。

・校地内での乗降を禁止とし，自転車を押すこととする。

・自転車はいつでも整備されているものを使用すること。
※防犯登録をすることを学校として推奨しています。特に購入時はできるだけ申し込みましょう。
なお，任意保険への加入は宮城県で義務付けられています。

・荷カゴは自転車の前面に取り付ける。後部反射板は必ず取り付ける。

・**サドルの高さはハンドルより高くしてはならない。自転車のスタンドは両立のものとします。**

・ハンドルは絶対に変形しない。ハンドルは，セミアップかオールランダータイプにすること。

・交通ルールを確実に守り通行する。　**※道路交通法が改正されて，罰則が強化されました。**

・学校に来たら指定された自転車置き場にきちんと置く。

・上に記載された事項に**違反した者に対しては，自転車通学の許可を取り消す**ことがある。

５．部活動の主なきまり

（１）活動時間は学校で定めた**完全下校時刻の１５分前**までとする。

（２）完全下校時刻は以下の通りとする。

月	４月～	市新人大会～	面談期間～	２月～	３月～
平日	18:00	17:00	16:30	17:00	17:30

（３）原則朝練習は禁止とする。

（４）土・日・祝祭日の活動は，許可を得て活動できる。

（５）活動中に事故が発生した場合は，顧問の先生にすみやかに報告すること。

（６）期末テスト時期の活動は，**５日前**からテスト終了時まで部活動を中止する。

※中間テストは３日前から中止とする。

（７）学校及び顧問の許可を得ずに，勝手な日時・場所で活動してはならない。

（８）部室は常に整理整頓を心掛け，他の部室への出入りは禁止とする。

（９）転部は正当な理由がなければ認めない。転部を希望する場合は「転部届」を提出する。ただし，新入生１学期に関しては，適性を見るため，流動的に行うものとする。

(10) 長期休業（夏休み・冬休み・春休み）中の活動については，その都度定める。

６．体育館の使用について

体育館は，運動技能の習得と体力の向上を目的として使用する場であるため，下記のことを十分理解して使用すること。

（１）事故のないよう十分注意し，器具や用具の点検，コートの整備に常に心掛ける。

（２）フロアーが滑りやすいので，必ず《運動靴》に履き替えて運動すること。

（３）使用時間については授業及び放課後とする。

（４）土曜・日曜・祝日の使用については，部活動顧問の計画のもと使用する。

（５）部活動での使用については，顧問の指示によって使用し，後片付けをきちんと行うこと。また，部室の整理・整頓にも心掛けること。

（６）運動する際は，規定の運動着に着替える。

７．図書室利用の仕方

（１）開館時間

・月曜日～金曜日の昼食後（昼休みの間）とする。

（２）館内閲覧

・自分で本棚から取り出して読む。図書委員からの注意を守り，静かに読む。

・図書室内では寄り集まっておしゃべりなどをしない。

・机，腰掛けを勝手に移動しない。読んだ本は必ず元のところに置く。

（３）館内の貸出し

〇貸出しの方法

・図書を係に出す。冊数は，原則として１冊とする（２冊以上の場合は，係に申し出る）。

〇期　間

・１回１週間とする。１週間で読み終わらない場合は，再貸し出しを受ける。

〇返却の方法

・図書を係に差し出し，台帳に返却の日付を記入してもらう。

（４）その他

・借りた本は，他の人物に「また貸し」をしない。
・辞書，辞典類，新入館書は館外貸出しをしない。
・図書を紛失してしまった場合は必ず係に申し出る。

８．保健室利用の仕方

〇入室上の注意
・体調が悪く保健室に行く場合は職員室へ行き，事前に**学級担任**や**教科担任**の許可を必ず取る。
・用事のない人は，保健室に無断で出入りしない。薬品，器具は絶対に無断で使用しない。
・傷病者が休養で使用する場合は，原則として**１時間とする。１時間で回復しなければ，早退する。**
・保健室で１時間以上休んだ生徒は，**その日の部活動を控える**ようにする。

９．願い届け出

（１）登校後，校外に出る時は，学級担任に願い出る。
（２）欠席，遅刻・早退の場合は，事前に学級担任に願い出る。
（３）身分証明書を紛失した場合はすみやかに再交付を願い出る。
（４）在学証明書が必要な場合は，学級担任に届け出て交付を受ける。
（５）住所変更の場合は，すみやかに学級担任に願い出る。
（６）学割が必要な場合は，学級担任に願い出て申請書を書き，交付を受ける。
※学割が交付されるのは，《帰省》《教育を行う学校の面接や試験》《学校が認めた体育・文化活動》《傷病の治療》《保護者の旅行への付き添い》などの場合に限る。

１０．下校について

（１）ダチョウの駐車場で完全下校時刻１０分を超えた場合は，東昇降口へ移動し待機する。その際，車の乗降を東門，図書室前で行って良い。
（２）秋季，冬季の部活動延長の場合に限り，東門，図書室前で乗車して良い。

１１．新型コロナウイルス感染拡大予防について

（１）三密（密集・密接・密閉）を避ける。
（２）会話はマスクを着用して行う。
（３）友達の体や物に積極的にむやみに触れないようにする。
（４）食事の最中は会話をしない。
※新型コロナウイルス感染拡大予防から，当面の間は歯磨きを停止する。
（５）うがいや手洗いを徹底する。
（６）感染拡大予防に努めるとともに，差別や偏見を絶対に許さないようにする。